

文化庁月報

No.399

2001年12月号 CONTENTS

特集

宗教法人法五〇年

10 〔提言〕 宗教法人法五〇年——その回顧と展望
鬼澤佳弘(宗務課長)

12 〔寄稿〕 宗教法人法五〇年を迎えて
佐藤丈史

14 東京都における宗務行政の課題
東京都市民活動推進課

16 〔解説〕 宗教法人制度の概要について
文化庁文化部宗務課

18 〔施策紹介〕 宗教法人制度の
適正な施行のための取り組み
文化庁文化部宗務課

21 〔資料〕 宗教統計調査
文化庁文化部宗務課

文化行政懇話会について(報告)……………23

今月の表紙
「野遊Ⅱ」 日本画
三村伸絵/作

新国立劇場スボットライト/45
一月の国立劇場/46
芸術文化振興基金ニュース/47
1月号予告/編集後記/48

ACA NEWS

自由学園明日館の修理終わる……………36
東京国立近代美術館のリニューアルについて……………37
芸術祭の開催について……………38

イベント案内

奈良国立博物館
生誕800年記念 特別陳列
西大寺 興正菩薩像尊1201-90
民衆を救った生き仏……………39
東京国立博物館
時を超えて語るもの
—資料と美術の名宝—……………40
国立国際美術館
企画展 現代美術へのいざない
アフター・イメージ・残像……………41
京都国立近代美術館
シエナ美術展
～絵画・彫刻・陶器の精華～……………42
東京国立近代美術館
未完の世紀
20世紀美術がのこすもの……………43
北沢活断層シンポジウム実行委員会
北沢活断層シンポジウム2002
「地震断層に何を学ぶか—その保存と活用」……………44

連載

●文化庁長官佐々木正峰の 文化人と語る③……………4
三輪嘉六さん(日本大学教授)
●ことばの万華鏡③……………水谷 修・26
お待ちどおさま・お待たせしました
●文化の現場から③
彫刻の修理……………奥 健夫・27
●まちに生きるミュージアム③……………竹内順一・28
学芸員養成の問題——スペシャリストの必要性
●キーワード事典・アートマネジメント③……………河島伸子・30
鑑賞者を開発する
●保存修理の社会学・2③……………川上利次・32
森林と木の文化再生
●日本の伝統美と技を守る人々—選定保存技術保持者編③……………34
松浦昭次・持田武夫さん

文化庁長官
佐々木正峰の
文化人と語る
第3回●ゲスト ● 日本大学教授・
文化審議会文化財分科会企画調査会会長

三輪嘉六さん

文化財の保存・
活用の新たな展開

佐々木 本日は、大変お忙しい中をありがとうございます。
三輪先生は考古学が専門ということですが、本日は、様々な形で文化財保護にかかわっておられるご経験なども踏まえて、今後の文化財保護の在り方についてご意見を承れればと思っております。どうぞよろしく願います。

国と地方の役割分担

佐々木 昨年は、昭和二十五年に文化財保護法が制定されて五〇年目を迎えました。この間、社会経済情勢や国民の意識の変化なども踏まえて、例えば伝統的建造物群保存地区制度や建造物の登録有形文化財制度のように、保護手法を工夫しながら、保護対象を拡大するという措置がとられてきたわけです。まず、先生は、我が国の文化財制度の現状についてどのような考えでしょうか。

三輪 外国の研究者などから聞いた話ですけれども、海外では日本の文化財保護制度を高く評価している。私も実はそう

思うわけです。しかし、文化庁はこれが世界的に評価された文化財保護法だということとを案外PRされていないのですね。そういう方向づけがこれからは必要だろうと思います。

また、例えば登録制度については、現在の建造物という範囲の中では、大変成果が上がっていると思います。ただ、今は国に登録するという形をとられておりますが、地域の力をどうつけていくかという点で、都道府県あるいは市町村に登録するという方向づけも、これからはあってもいいのではないでしょうか。次に何か新しい形で、例えば近代遺産などを登録制度に入れるとするならば、地方に登録するというのを一つの視点として考えてみる必要があります。

佐々木 地方公共団体がより積極的に文化財保護にかかわっていくというのは、地方分権という流れもあります。一人一人がより身近なところで保護を考えていく上でも大事なことに思います。そういう意味では、登録制度などは地方公共団体との役割分担とうまく関連づけ

て考えていくのが大事な視点かもしれませんね。

三輪 たぶんそういうことによつて、地方の文化財を保護する体制も整ってくるのではないのでしょうか。

文化財を活かした
地域づくり

佐々木 貴重な文化財が消滅するとか、あるいは散逸するといった危機が指摘される一方で、身近な文化財を活用してまちおこしをしていくという取り組みも随分と見られるようになっております。

三輪 文化財というのは、本質的には地域性が高いものだと思います。特に埋蔵文化財は、その地域でまさに出土するという点で直接のつながりがあるわけですし、民俗文化財にしても、無形文化財にしても、地域の生活の中で生まれてきたもので、よく最近言われる生活文化財に近いような部分が非常に多いと思います。そういうものを使った地域おこしが今、全国いたるところで見られます。

そういう中で、例えば文化庁の支援により整備されてきたものが地域おこしの中でどのように活用されているかという点では、まだまだこれからという問題があると思います。

佐々木 史跡などの整備の段階では、国も補助金を出すけれども、一旦それができ上がると、あとはそれぞれの自治体において適切に管理していただきたいということと対処しています。しかし、管理面については費用もかかりますし、また、住民が求めるものに応じて適切に整備をさらに進めていくことも必要なのだろうと思います。今後、どのような形で管理面を充実していくかというのは本当に大事な課題だと思います。

三輪 私は整備された遺跡をいくつも見せていただきましたけれども、本当に成功しているかどうかというのは、後の維持・管理がいかに的確に行われているかという部分に左右されると思います。



三輪嘉六／みわ・かるく

昭和13年、岐阜県生まれ。奈良国立文化財研究所、文化庁文化財保護部美術工芸課長、同文化財鑑査官等を経て、現在、日本大学教授。専門は考古学、文化財学。文化財保存修復学会会長も務める。

この11月には文化審議会文化財分科会企画調査会会長として、「文化財の保存・活用の新たな展開」について審議の報告をまとめた。

保存と活用のバランス

佐々木 文化財をきちんと次世代にも伝えていかなければならないということは当然ですが、同時に文化財は歴史や伝統文化を理解する上で極めて大事なものです。その意味では、保存と活用というところがいわば車の両輪としてバランスよく行われなければならないと思います。そうした観点に立ったときに、活用ということにもう少し目を向けていかなければならないと思います。

先生のご専門の考古の関係で、保存と活用がバランスよくいっているようなケースがあつたらご紹介していただければ

三輪 バランスがよいかどうかはわかりませんが、ごく最近の例でいうと、吉野ヶ里遺跡や三内丸山遺跡では、担当者あるいは地域のそれぞれの努力もありつつあり、関連の部署がみんな寄り集まってやっております。比較的に見事な形になりつつあると思います。

ただ、復元してゆく根拠を現地で示すというところがもう一つ欲しいなという気がします。

特に最近ですと、人々の目が肥えていますし、また、それぞれの目的を持って、楽しみに行く、理解しに行くというところがあるとありますので、そうした求めに応じた出し方の工夫ですね。

文化施設における

公開の工夫

佐々木 うまく両者のバランスをとりながら、なおかつその背景も含めて伝えていくというのは、随分難しい面があるのではないでしょうか。

三輪 この博物館も最近非常に苦しんでいるのは、保存と公開の矛盾点だと思います。それに対しては、いい環境の中で物を見せていければ少しでもカバーできるのではないかと思います。その環境づくりには保存科学の学芸員がいて初めて達成できる部分が非常にあります。ところが、現実には、そういう人たちはほとんどいません。地域単位でもいいから、そういう専門家が欲しいというのが、現場の声だと思っております。

佐々木 今後の博物館においては、例えば仏像が生み出された背景とか、信仰の対象となってきた精神的な側面も、あわせて知ってもらうことが大事になってくるのだらうと思います。特に子どもたち

には一層大切になってくるでしょう。

そうすると、例えばITを活用した映像による展示と、実物とをうまく組み合わせ博物館での展示を考えていくことも大事だと思っています。

三輪 仮に仏像を例にとつて言えば、美術的に見る、つまり鑑賞という視点も大事だと思えますが、歴史的な背景とか、それが製作されてくる一つの歴史的な流れが、展示の中でしっかり示していく工夫は当然必要だと思います。

そういう中で、文化財を見せる際に、できれば修理の状況や内容も見ていただきたい。つまり、それが今日まで保存さ

れてきたことの苦労を見てもらうという視点も、必要ではないでしょうか。

佐々木 最近、文化財建造物保存技術協会の事業についても、作業のプロセスを公開するということがあつて、私も一度現場を見に行つたことがあります。それで興味・関心を持つ人々にも随分多いですね。三輪 修復などの緻密で繊細な仕事を見る機会を、展示とあわせてつくっていくとか、あるいは、そういうところで使われる道具や材料が展示されていてもいいわけです。そうした部分は、これから文化財を広く理解してもらうためには本当に必要なことではないかという印象を持っています。

佐々木 文化財保護法の中で文化財の保存技術を保護しているのも、外国には例がないわけですし、そこで培った力をもつて海外の文化財修復にも随分協力しているわけですね。

三輪 そうです。結局、海外で驚かれるのは、日本の修復技術なのです。そういうところは国内的にもっと驚いてもらつていいのではないかという気がします。

NPOによる

文化財保護

佐々木 三輪先生は、最近、文化財修復に関連して、NPOの設立にかかわられたということも伺いました。

三輪 私たちのNPOは「JCP（ジャパン・コンサベーション・プロジェクト）」、日本語で「文化財保存支援機構」と言います。

これは、文化財の保存や修復について困っている人々たちのお手伝いを少しでもやつていこうという趣旨で始めました。それを通じて、文化財に理解を示す人たちの人材養成みたいなこともある程度考えたいと思っています。その中で、行政などがなかなか見えない部分を手助けしていきたいと思っています。

佐々木 これからの社会は、国や自治体ができることに任せておきますよというのではいけないのであつて、国や自治体ができるのはここまでということを見極めて、個人個人が自分たちの力で判断を

して、育てていくことが基本的に大事になつてくると思います。

そういう中で、NPO、NGOの団体が自発的に、しかも、多くの人たちを巻き込んだ運動として展開されていくのは大事なことです。

三輪 NGO、NPOというのは、例えば医療とか、福祉という点では、割とわかりやすい展開があるわけです。しかし、文化財の保護となると、さあ、どうやっていいか、なかなか見えない部分もあります。でも、そこは、例えば地域の小さな文化財の掘り起こしでもいいので、何ができるかということ、これからはつきり掲げていきたいと思っています。

総合的な

「日本遺産」の保護

佐々木 今後の文化財保護行政に、ご注文があればお聞かせください。

三輪 これからの流れの一つは、たぶん一省庁や一地方公共団体だけではなかなかしつかりした方向づけができない。そ



ある。そういうものを総合的に一つにまとめた文化財の在り方があって、それで日本の一つの原風景や歴史の大きな舞台が保存されてくる。そこでまた新しい形で文化財保護の活動ができるのではないかと気がしています。

佐々木 個々をとらえたときに文化財としての価値があり、それをトータルとしてとらえることもできる。また、個々を見たときには文化財としての価値はいかにかと思っても、全体として見れば一つの価値がある。それによって、ある時代といえますか、ある面的な空間が切り取れるようなものが望まれるということでしょうか。

三輪 ええ。またそういう中で、自分たちの生活環境、あるいは歴史的な環境をみんなが大事にしているわけですから、人も含めた総合的なとらえ方を、私は「日本遺産」と勝手に呼んでおりますけれども。そういうものが今後の在り方の一つとしてどこかに出してゆくことができるのではないかと気がします。

佐々木 そうかもしれませんね。文化庁

だけで社会が多様化しているということだと思います。したがって、総合的な力が当然必要になっていく。文化に関して言えば、例えば観光におけるいわゆるお祭り法とか、いくつかの取り組みが他省庁でも既に行われていますが、本質は文化庁の文化財行政としてちゃんとスタンスを保ちながら、その中で派生的に他省庁の事業をどのようにやっていくかという取り組みになるかと思っています。文化財の保存・活用は、文化庁の売り物の一番大きい部分であるわけです。そこは社会的にみんながそういう目で当然見ていくわけですから、それをいかにちゃんと吸い上げていくか。そのために他の省庁のパワーをどう使うかということだと思います。

佐々木 各省庁の施策にはそれぞれの目的があるわけですが、文化庁との関係においては、文化財そのものがそういう施策の中で生きるような工夫をしていかなければならないのだらうと思うわけです。三輪 例えば今、都市計画の中で保存した遺跡を生かすというやり方を、文化庁

では、これから一人一人が文化というものを大切にして、自分の判断なり行動なりの基準にするような、文化を大切にすることをぜひ目指していきたいと思っております。そういう意味では、文化財というのは、そういうものを考える上で、割合取っかかりとしていいと思うのです。三輪 ちよつとしたものも文化財として取り込んでいくという社会的な状況が、次第に支持されつつあります。そういうパワーをどうやって活用していくかというのが大きな課題だと思っております。小さな気持ちを大事にして、いかに大きく育てていくかということが本当に大事だと思います。

佐々木 おっしゃるとおりですね。今日は、文化財保護の今後の在り方について貴重なご意見を賜りました。我々としてもこれをしっかりと受けとめて対応してまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

(平成一三年一〇月二九日収録)

(注) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律

●Cross Road

関口照生(写真家)

●この万華鏡⑩

水谷 修

●まがひ活きの「ミーツ」⑩

宝玉正彦

地方美術館・博物館からの発信と連携

●キートン事典「アーケイン」⑩

伊藤裕夫

●文化財保存修理の社会学⑩

安藤邦廣

●日本の伝統美と技を守る人々

一選定保存技術保持者編⑩

●文化の現場から⑩

文化庁国語調査官・氏原基余司

(通巻399号)

文化庁月報 12月号

平成13年12月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

URL: http://www.gyosei.co.jp

印刷所—(株)行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円

年間購読料6,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株)ぎょうせい営業部広告課

電話03(5349)6657 (ダイヤルイン)

©2001 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。

編集後記

宗教に関する行政事務を所管している行政庁が文化庁(文部科学省)であることは、意外と知られていないようです。宗教課は戦後、文部省社会教育局に設置され、大臣官房、調査局、文化局を経て文化庁の設置とともに文化庁文化部に移管され、現在に至っています。文部科学省設置法では、文部科

学省の任務として「文化の振興」と「宗教に関する行政事務を適切に行うこと」が別に規定されています。文化庁の所掌の中で、「文化」と「宗教」が別扱いになっているのは、信教の自由と政教分離の原則の下では、「振興」という積極的な作用に「宗教」を含むことはできないからです。

とはいえ、宗教は私たちの生活文化や伝統文化に様々な形で根を下ろし、また芸術文化の創造のエネルギーとなってきました。グローバル化、価値観の多様化の時代において、宗教は、異文化や異なる価値観を理解する上で重要な鍵であるとも言えるのではないのでしょうか。

宗教法人法は、著作権法一〇〇年や文化財保護法五〇年のような華やかな式典もなく、ひっそりと一五〇年目を迎えました。宗教法人法が地味な裏方であることは確かですが、その基本理念である「信教の自由の意義について、再確認するよい機会なのではないでしょうか。」

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、文化庁月報の感想などを、ホームページの意見欄や文化庁のウェブマスター宛へお寄せください。

〈ホームページアドレス〉
http://www.bunka.go.jp/
〈ウェブマスターメールアドレス〉
webmaster@bunka.go.jp